

平成30年度版「医科診療報酬点数表(早見表付)」の追補について(第21報)

以下の告示・通知等により、本書の内容に補正が生じたのでお知らせします。

- ・令和元年11月29日 厚生労働省告示第189号 特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部を改正する件
- ・令和元年11月29日 保医発1129第1号 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について

頁	欄	行	訂正後	訂正前	備考
早319		下から2行目	037 交換用胃瘻カテーテル (1) 略 (2) 小腸留置型 <u>① バンパー型</u> 26,500円 <u>② バルーン型</u> 15,800円 注 略	037 交換用胃瘻カテーテル (1) 略 (2) 小腸留置型 15,800円 (新設) (新設) 注 略	字句挿入
早326		下から4行目	064 脊椎固定用材料 (1)～(10) 略 注 ア～カ (略) <u>キ 脊椎ロッドと脊椎スクリュー(固定型)が組み合わされ一体化されたものについては、当該材料の使用に係る所定の研修を修了した医師が使用した場合に限り、それぞれ算定して差し支えない。</u>	064 脊椎固定用材料 (1)～(10) 略 注 ア～カ (略) (新設)	字句挿入
早336		下から4行目	112 ペースメーカー (1)～(4) 略 <u>(5) デュアルチャンバ(V型)</u> 792,000円 <u>(6)～(7)</u> 略 (8) トリプルチャンバ(Ⅲ型) ①・② 略 <u>③ 4極用・自動調整機能付き</u> 1,710,000円 注 略	112 ペースメーカー (1)～(4) 略 (新設) <u>(5)～(6)</u> 略 <u>(7)</u> トリプルチャンバ(Ⅲ型) ①・② 略 (新設) 注 略	字句挿入
早356			200 放射線治療用合成吸収性材料 <u>(1) ハイドロゲル型</u> 196,000円 <u>(2) シート型</u> 516,000円	200 放射線治療用合成吸収性材料 196,000円 (新設) (新設)	字句挿入

		<p>注 ア <u>ハイドロゲル型</u></p> <p>a 前立腺癌の放射線治療に際し、直腸の吸収線量を減少させることを目的として使用した場合に限り算定できる。</p> <p>b 当該材料は、関係学会の定める診療に関する指針に従って使用した場合に限り算定できる。</p> <p>c 当該材料を Stage I 又は II 以外の前立腺癌患者に使用した場合には、本品の対象とならない患者ではないことについて診療報酬明細書の摘要欄に記載する。</p> <p>イ <u>シート型</u></p> <p>a <u>近接する消化管等のため粒子線治療の実施が困難な患者に対して、腹腔内若しくは骨盤内の悪性腫瘍(後腹膜腫瘍を含む)と消化管等との間隙を確保するために使用した場合に限り、一連の治療につき1枚を限度として算定できる。</u></p> <p>b 当該材料は、関係学会の定める診療に関する指針に従って使用した場合に限り算定できる。</p>	<p>注 ア <u>放射線治療用合成吸収性材料は</u>、前立腺癌の放射線治療に際し、直腸の吸収線量を減少させることを目的として使用した場合に限り算定できる。</p> <p>イ 当該材料は、関係学会の定める診療に関する指針に従って使用した場合に限り算定できる。</p> <p>ウ 当該材料を Stage I 又は II 以外の前立腺癌患者に使用した場合には、本品の対象とならない患者ではないことについて診療報酬明細書の摘要欄に記載する。</p>	
早356	下から9行目	<p>205 <u>経皮的卵円孔開存閉鎖セット</u> 865,000円</p> <p>注 ア <u>関連学会の作成した「潜因性脳梗塞に対する経皮的卵円孔開存閉鎖術の手引き」に定められた適応基準を満たす卵円孔開存患者に対して、脳梗塞を発症した症例での再発予防を目的として使用した場合に限り算定できる。なお、診療報酬明細書の摘要欄に本品を使用する医学的根拠を詳細に記載する。</u></p> <p>イ <u>当該材料は、関連学会の作成した「潜因性脳梗塞に対する経皮的卵円孔開存閉鎖術の手引き」を遵守して使用した場合に限り、1回の手術あたり1個を限度として算定できる。</u></p> <p>ウ <u>当該材料は、関連学会より認定された保険医療機関で使用した場合に限り算定できる。なお、関連学会より認定された保険医療機関であることを証する文書の写しを診療報酬明細書に添付する。</u></p> <p>エ <u>当該材料は、当該材料を用いた手技に関する所定の研修を修了した医師が使用した場合に限り算定できる。なお、その医師の所定の研修修了を証する文書の写しを診療報酬明細書に添付する。</u></p>	(新設)	字句挿入

402	右	下から16行目	D006-4 遺伝学的検査 (1)～(8) 略 <u>(9) 固形腫瘍の腫瘍細胞を検体とし、シークエンサーシステムを用いて、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として NTRK 融合遺伝子検査を実施する場合においては、患者1人につき1回に限り算定する。この場合、遺伝学的検査「2」処理が複雑なものの所定点数を準用して算定することとし、注の規定及び(1)～(7)の規定は適用しない。</u> <u>(10) シークエンサーシステムを用いて、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として特定の遺伝子の変異の評価を行う際に、包括的なゲノムプロファイルを併せて取得している場合には、包括的なゲノムプロファイルの結果ではなく、目的とする遺伝子変異の結果についてのみ患者に提供する。また、その場合においては、目的以外の遺伝子の変異にかかる検査結果については患者の治療方針の決定等には用いない。</u> (11)～(12) 略	D006-4 遺伝学的検査 (1)～(8) 略 (新設) (新設) (9)～(10) 略	字句挿入
518	右	上から8行目	D413 前立腺針生検法 <u>ハイドロゲル型</u> の放射線治療用合成吸収性材料を用いる処置については、区分「D413」前立腺針生検法の所定点数により算定する。	D413 前立腺針生検法 放射線治療用合成吸収性材料を用いる処置については、区分「D413」前立腺針生検法の所定点数により算定する。	字句挿入
842	右	下から1行目	K574-2 経皮的心房中隔欠損閉鎖術 <u>経皮的卵円孔開存閉鎖セットを用いて、卵円孔開存の閉鎖を行った場合は、本区分の所定点数を準用して算定する。</u>	K574-2 経皮的心房中隔欠損閉鎖術 (新設)	字句挿入
855	右	上から10行目	K617-4 下肢静脈瘤血管内焼灼術 (1) 所定の研修を修了した医師が実施した場合に限り算定し、一側につき1回に限り算定する。なお、当該手技に伴って実施される画像診断及び検査の費用は所定点数に含まれる。 (2) <u>血液逆流を伴う大伏在静脈に接着材を注入し血管を閉塞した場合は、所定の研修を修了した医師が実施した場合に限り、本区分の所定点数を準用して算定する。なお、当該手技に伴って実施される画像診断及び検査の費用は所定点数に含まれる。</u>	K617-4 下肢静脈瘤血管内焼灼術 所定の研修を修了した医師が実施した場合に限り算定し、一側につき1回に限り算定する。なお、当該手技に伴って実施される画像診断及び検査の費用は所定点数に含まれる。	字句挿入

861	右	下から1行目	K642 大網、腸間膜、後腹膜腫瘍摘出術 <u>近接する消化管等のため粒子線治療の実施が困難な患者に対して、腹腔内若しくは骨盤内の悪性腫瘍(後腹膜腫瘍を含む)と消化管等との間隙を確保するためにシート型の放射線治療用合成吸収性材料を留置した際には、本区分の「1」腸切除を伴わないものの所定点数を準用して算定する。</u>	K642 大網、腸間膜、後腹膜腫瘍摘出術 (新設)	字句挿入
-----	---	--------	---	-------------------------------------	------